

長崎県障害児教育史研究(第Ⅲ報)

—— 大正期の長崎県盲・聾教育を中心に ——

平田勝政* 菅達也**

A Study on History of Education for Children with Disabilities in Nagasaki Prefecture (3)

Katsumasa HIRATA* Tatsuya SUGA**

<目次>

- 第1章 長崎県における盲・聾教育の成立過程
— 私立長崎盲聾院の開設を中心に — 以上, 第Ⅰ報(本誌第55号)
- 第2章 明治30~40年代の長崎県における盲・聾教育の展開と特質
— 私立長崎盲聾院・長崎盲聾学校の整備拡充過程 —
以上, 第Ⅱ報(第56号)
- 第3章 大正期の長崎県における盲・聾教育の展開と特質
— 私立長崎盲聾学校の公立化(県立移管)過程 — 以上, 本号

はじめに

本研究は、これまでの一連の研究成果¹⁾をふまえながら、第Ⅰ報で提示した時期区分に基づいて、長崎県障害児教育史(戦前・盲聾教育編)の第3期(1912~1929)を解明しようとするものである。より具体的に言えば、大正期を中心に、長崎県における盲聾教育令制定運動の展開と盲学校及聾学校令の制定を受けて1929年に県立移管を実現させるまでの過程を実証的に解明し、さらに該期の特質である大正デモクラシーの高揚を背景として盲・聾教育は「慈善」ではなく「権利」であるという思想と運動が、この長崎県においてどう展開し、第1期・第2期を支配した慈善主義がどう克服されていったのかを明らかにしようとするものである。

- 第3章 大正期の長崎県における盲・聾教育の展開と特質
— 私立長崎盲聾学校の公立化(県立移管)過程 —

第1節 長崎県における盲聾教育令制定要求運動と盲学校及聾学校令制定の影響

(1) 長崎県における盲聾教育令制定要求運動

i) 1910年代の要求運動

長崎県における盲聾教育令制定要求の表明は、1909(明治42)年11月に私立長崎盲

* 長崎大学教育学部学校教育講座

** 長崎大学大学院/長崎県立島原養護学校

啞学校を視察に訪れた小松原英太郎文相（1898年の私立長崎盲啞院設立当時の長崎県知事）に対し、同校の図画教師妻木末子が、「一日も早く、文部省令にて、一般義務教育として各府県に盲啞学校の公設規則の発布せられんことを、熱望して止まぬのであります」²⁾と訴えたのが最初である。この要求表明の背景には、第二回日本盲啞学校教員会（1908.4）に長崎校から教員（1名出席）³⁾が参加して、古河太四郎・小西信八・鳥居嘉三郎の三校長による牧野伸顕文相への建議（1906.10）以来継続している盲啞教育令制定要求運動との接触による影響があったといえる。その後も第三回全国盲啞教育大会（1911.7 中尾栄・妻木末子出席）⁴⁾、第一回西部盲啞教育協議会（1912.5 長崎校にて開催）⁵⁾において盲啞教育令発布問題は協議され、第四回全国盲啞教育大会（1913.10）⁶⁾では長崎校から「盲啞教育令の発布を促進すべき実行方法如何」が議題として提出されている。さらに第六回大会（1917.7）⁷⁾でも「盲啞教育令発布の建議並其促進方法」を共通議題に提案している。

一方1910年代には私立長崎盲啞学校の公立化（県立化）を求める議論や建議も登場する。まず長崎県会では、1912（大正元）年の長崎県通常県会（1912.11.25開会～12.20閉会）⁸⁾において喜多川栄治議員が、私立長崎盲啞学校の県立移管を要望している。喜多川議員は、大正二年度の教育補助費（公私立学校補助費）予算案の審議中に、次のような意見を述べた。「一寸意見ヲ申シマス、第三長崎私立盲啞学校補助費ニ付テ（中略）此ノ慈善事業ノ如キハ我国ノ先ズ文明其他道德心ノバロメートルトデモ称スルモノデアラウト考ヘテ居リマス、殊ニ長崎ノ如キ外国人ノ輻輳ヲ致シマスル所デハ最モ慎重ノ注意ヲ拂ハナケレバナラヌモノト信ジテ居リマス、夫レデコレニ対シマシテハ近キ将来ニ於テ県立トシテ御提案アランコトヲ希望シ其御意見ヲ伺ッテ置キタイト思ヒマス」と。この質問に対して、県当局（岡田事務官）は、「未ダ之ヲ県立トスルト云フ意見ヲ有ッテ居ラヌ次第デアリマス」と答弁した。喜多川議員はさらに続けて「県立トスルト云フ御意見ガナイ理由ヲ少シ承ッテ置キタウゴザイマス」と質問し、岡崎事務官は、「夫レハ詰リ県ノ経費ノ都合モアリマスシ又未ダ之ヲ県立トシテ其学校ヲ維持シマスル必要ヲ認メマセヌカラデアリマス」と応答した。まとめ直すと、まず喜多川議員は、盲啞学校の経営を「私立」の「慈善事業」にまかせるのかそれとも公的責任で「県立」とするのかは、「我国」の「文明」と「道德心」の「バロメートル」を示すもので、「外国人」が多い長崎は「我国」を一面において代表しており、県立移管が望ましいことを意見した。しかし県当局は、①経費の都合、②県立として学校を維持する必要性を認めないこと、すなわち慈善事業のままよいことを理由として拒否した、といえる。県当局の盲啞教育を慈善事業視する姿勢は、以後も堅持され、1912年から800円となった補助金（1909～1911年は500円補助）は、1920年度まで据え置かれ増額されることはなかった。

長崎県当局に限らず当時の中央政府をも支配していた放任政策に対して、第六回全国盲啞教育大会（1917.7.23～27開催、長崎校より山本明・中尾栄ら3名出席）は、柴内魁三（私立岩手盲啞学校長）が提案した「各府県に公立盲啞学校を設置せられんことを文部、内務両省及貴衆両院に建議若くは請願すること」という緊急動議を賛否両論の激論の末に可決し⁹⁾、それが契機となって賛成派の京都市立盲啞院（院長・廣瀬為四郎）を筆頭に私立校が中心になって全国から第41回帝国議会衆議院（1918.12.

27開会～1919.3.26閉会）に20件もの「公立盲啞学校設置の請願」が提出された。長崎校は、その請願運動の一翼を担って山本明校長の名で請願文書を提出した。その一連の請願文書の要旨は、「現今我が国に於ける盲啞者に対する教育は、主として各地方篤志家及慈善家の経営に在りて極めて小規模の訓盲院又は盲啞学校に一任せられ、従て就学者の数も僅少なり、而して現在我が国内地に於ける盲啞者の数約十五万の多数を算するに拘らず教化の恩澤に浴すること能はざるは誠に昭代の恨事に属す、依て全国各府県に公立盲啞学校を設置して普通児童と同様に教育の普及を計られたし」¹⁰⁾というものであった。

このように1910年代に入ると長崎でも全国動向を反映して第1期・第2期を支配した盲・聾啞教育問題の慈善主義的解決とは異なる公的責任による問題の解決という思想と運動が台頭してきていた。しかしこれらの運動は、時代の制約もあって中央政府と長崎県当局の放任政策を変えるには至らなかった。課題は1920年代に持ち越された。

ii) 1920年代初期における中央政策の転換と運動の高揚

1920年前後から大正デモクラシーが高揚する中、原敬政友会内閣（1918.9成立）の積極政策が、「特殊児童」の保護・教育政策にも波及していった。具体的には、1919年12月開催の第一回全国盲啞学校長会議（文部省主催）を転換点として中央の政策が消極的な慈善主義的放任から積極的な社会政策的保護・教育事業へと変化し、沈滞していた盲啞教育令制定運動にも弾みをつけた。詳述しないがこの政府の政策転換と運動の活発化¹¹⁾は、長崎県にも影響を及ぼし、長崎県会での議論の活発化や県内障害者団体の結成などとなって現れていった。

まず長崎県会では、1919年の通常県会（1919.11.15開会～12.13閉会）において吉住勘平議員が私立長崎盲啞学校補助費を久々に問題にした。それは、県当局の補助費800円という従来どおりの姿勢を変えることはできなかったが、「此補助八年々八百圓ニ限定サレテ居ルヤウナ感じガシマスガ（中略）イマ少シク増額シテ補助シテ完全ニ教育サセタガ宜カラウト思フ、社会政策ノ上カラ考ヘマシテモサウ思フノデアリマス」という第一読会での質問によって以後長崎盲啞学校の教育補助費は県会で常に議論されることとなった。しかも同県会の第二読会では、「大正十年度カラ少シ補助額ヲ増加」することが審議にあたった審査会から要望された¹²⁾。その結果、翌1920年の通常県会（1920.11.22開会～12.22閉会）では、前年の要望が実って補助費が200円増の1000円となり¹³⁾、1921年の通常県会（1921.11.15開会～12.13閉会）では、前年度比500円増の1500円が異議なく認められた¹⁴⁾。そして1922年の通常県会（1922.11.20開会～12.19閉会）では、中川観秀議員が、第一読会（12.1）において中央政府により「近ク盲啞学校令モ発布サレル」という状況を踏まえて、「県デ御経営ニナルト云フ御意思ハ無イノデアリマスカ」と県営移管の問題を十年ぶりに問いただした。その質問に対して、県当局（参与・大森吉五郎）は、「将来ニ於テ県立ニ致スヤウナ場合ガ生ジャウト思ヒマス、特ニ近来国ニ於テモ、文部省ニ於テモ、此特殊教育中殊ニ盲啞教育ノ如キハ宜シク公共団体ノ設立ニ移スベキモノデアルト云フ調査ガ段々行届キマシテ、府県立ニ致シテ盲啞教育ヲ致スト云フ聲ガ昂マリツツアル今日デアリマス、恐ラク早晚日ナラズシテ此御要求ニ御満足ヲ與ヘル時機ガ来ルデアラウト考ヘマス」と答弁し、県営移管は時間の問題で「早晚日ナラズシテ」実現するという楽観的な認識を示し

た¹⁵⁾。

一方障害者団体の動きを見ると、1922年の長崎県会とほぼ同時期に（やや先んじて）日本聾唖協会長崎部会（会長・中尾栄）が結成され、その発会式（1922.11.15）において、〈資料編Ⅱ—資料11〉に示したように注目すべき「宣言」と「決議」がなされた。特に「決議」には、「我等盲聾者も国民の一人なり、故に国家に対して教育の機会均等を要求するの権利ありと認む。此意味に於て盲聾教育令の一日も早く発布せられん事を本会長の名を以て其筋に建議すること」とあった。それは、長崎という一地域における到達点にとどまらず当時の日本の障害児教育における大正デモクラシーの思想的到達点の一つを示すものであった。しかもその宣言・決議が手話で伝えられると、参加していた「聾唖者中の一員が、『私は賛成であります…』と覚束ない語調乍らも確い力を持って賛成の語を述べ」¹⁶⁾、満場一致でその宣言・決議を可決していった。さらにその「決議」を受けて、翌1923年1月には、日本聾唖協会長崎部会長・中尾栄の手により総理大臣・文部大臣宛で「盲聾教育令発布に関する建議」（本稿末尾資料3参照）が提出された。その建議には、「盲聾者モ亦国民ノ一人トシテ教育ノ機会均等ヲ要望スル意味ニ於テ速ニ盲聾教育令ヲ発布セラレンコトヲ貴大臣ニ建議スル」とあり、第Ⅱ報で確認した憐れみ・同情・救済の対象である「不幸な者」という把握・理解のされ方と決別して、聾唖者自身が大正デモクラシーの影響を受けて同じ「国民の一人」であるという意識を持つまでに主体が成長していた。

(2) 盲学校及聾唖学校令の成立と長崎盲聾学校への影響

1923年8月、中央の政策転換と全国的な運動が実って盲学校及聾唖学校令（以下、盲聾学校令と略記）が公布され、あわせて公立私立盲学校及聾唖学校規程（以下、盲聾学校規程と略記）も制定され、翌1924（大正13）年4月に施行された¹⁷⁾。長崎盲聾学校は、この盲聾学校令・同学校規程を受けて、主に以下の変化を遂げた¹⁸⁾。

第一に、1924年7月に組織を形式上分離し、校名が「長崎盲聾学校」から「長崎盲学校」と「長崎聾唖学校」（以下、長崎両校と略記する場合がある）に改称された。校名の上では分離したが、実際は同一校舎を使用した併設型の学校で盲・聾分離は不徹底であった。

第二に、学則も改正され、私立長崎盲聾院の創立時から一貫して掲げられていた「盲聾子弟の独立自活に必須なる教育を施す」という目的規定が、盲聾学校令の第一条を受けて、「盲人」「聾唖者」に「普通教育ヲ施シ其生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民道德ノ涵養ニカムルヲ以テ目的トス」という規定に改変された。この改正（1924.4に遡って施行）によってそれまで曖昧にされていた「普通教育」の保障が明確になるとともに、「国民道德ノ涵養」も明記されることによって、教育勅語に基づく教育という枠が長崎両校の教育に貫徹することとなった。両校の教科目の筆頭には「修身」が位置付いた。

第三に、従来の「普通科」が「初等部」に、「技芸科」が「中等部」に変更され、修業年限も「普通科」（5年）が「初等部」（6年）に延長された。

第四に、長崎両校ともにその学則第四条で「初等部ニ入学セントスル者ハ年齢満六歳以上ニシテ身心相当ニ発達シタル者タルベシ」と規定して、入学者を心身の発達が一定

水準に達した者に限定していることである。この規定により当時の言葉で「低能に近き盲生」「聾啞生」と称された者は入学を猶予されるか、もしくは排除されることとなったといえる。

一方盲聾学校令（勅令）に対する長崎県の対応を見ると、県は、同令第二条の「北海道及府県ニ於テハ盲学校及聾啞学校ヲ設置スヘシ」という学校設置義務規定を受けとめつつも、結局は同令の附則第二項にある「北海道及府県ニ於テ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ当分ノ内道府県立以外ノ公立又ハ私立ノ盲学校又ハ聾啞学校ヲ以テ第二条ノ盲学校又ハ聾啞学校ニ代用スルコトヲ得」という設置猶予規定による代用校化の道を選択した。この点に関わって1923年の長崎県会（1923.11.22開会～12.21閉会）¹⁹では、県知事（堀内秀太郎）が、「県経済ノ関係上カラ致シマシテ、今直ニ県立ヲ以テ之ヲ設置スルコトガ困難デアリマスルカラ、差向キ私立盲聾学校ヲ以テ之ニ代用スルコトニ致シマシ」（9頁）たと述べて、「代用盲学校及聾啞学校費」として「金六千五百圓」の教育予算を計上・提案した。それは、「教員俸給ノ半額ト云フ見積ヲ以テ計上シタ」（91頁）ものであった。代用長崎両校の上記予算は、「本年度ハ総テニ対シテ予算緊縮ノ方針」の下、他の教育予算がほとんど減額される中での可決・成立であった。原案通りの予算通過の背景には、予算案審議にあたって、①「御存ジノ通り盲聾学校ハ、障子ハ破レ畳ハ穴ヲ穿ッテ居ルト云フヤウナ、実ニ惨憺タル状態デアリマシテ、単リ此教員ノ俸給半額ノ補助ノミヲ以テシテハ、十分ナル教育スラモ出来難イヤウナ現在ノ状態ノヤウニ見受ケルノデアリマス」（十五番・本田英作議員）という指摘（101頁）、②「今日ノ時勢カラ見マスレバ余程設備万端ニ於テ遅レヲ為シテ居リマス」という教育予算審査会の実地視察の結果とそれをふまえて、「将来ニ於テ県トシテ（中略）彼ノ不具ノ児童ヲ救フト云フコトニオ考ヲ廻ラシテ戴キタイト云フ希望」が「審査会ノ希望」として述べられたこと（・117頁）、が影響していた。しかし1923年の通常県会では、予算緊縮の方針を反映して両校の県営移管を積極的に要望・提案する議員はいなかった。

県は、「県経済ノ都合」を理由に、1924年7月に両校の代用校化を文部省に申請した。その申請書には、「大正十三年度ヨリ大正十六年度迄四ヶ年間」を代用期間とすると記されていた。²⁰申請の結果、長崎両校は、県の方針通り認可されて1924年9月に県立代用に指定された（本稿末尾資料4参照）。また同年11月には、長崎盲学校が、これまでと同様按摩術営業取締規則第一条及び鍼術灸術取締規則第一条に該当する学校として指定された。

1924年の長崎県通常県会（1924.11.17開会～12.16閉会）²¹では、前年度と同様の6500円が代用長崎両校費として計上された。その質疑で、かつて私立長崎盲聾学校の校長（3代目）に就任（在任期間1908.11～1922.5）したことのある山本明議員が、「将来県営ニオ引受ニナルマデノ県ノオ覚悟ヲ承知致シタイ」（195頁）と質問したが、県当局は、「今県ニ於テ之ヲドウスルト云フ明瞭ナル方針ハ立ッテ居リマセヌ」（195頁）と答弁して、県当局が県営移管についてほとんど無方針であることが明確となった。山本議員は、議長に注意されるほどに県当局の「覚悟」の程を聞き糾すが、「明カナル方針ガ定メラレテ居ル譯デハナイノデアリマスカラ、今此處デ言明ハ出来マセヌ」（196頁）という答弁が返ってくるのみであった。県が県立代用という方針をとったことによって、県営移管は当面棚上げ状態にされたといえよう。

第2節 教育機関調査会の設置と県立移管の実現－慈善主義の克服－

(1) 教育機関調査会の設置と県立移管の建議

県立代用校に指定されて以後、両校の県立移管問題が県会以外の場で議論され、移管に向けての重要な布石となったのが、教育機関調査会の設置とその建議であった。以下、具体的に見ていく。

1925（大正14）年4月22日開催の長崎県教育会評議員会において、県下の各種教育機関を調査し、その完備を期すために「教育機関調査会」（以下、調査会という）を設置することが提案され、満場一致で可決した²²⁾。翌5月16日の代議員会でその経費予算が可決し、ここに調査会設置が決定した²³⁾。さらに6月開催の同教育会理事会（6.15）²⁴⁾と評議委員会（6.17）²⁵⁾における調査会規定（原案）・委員選定の議論を経て、7月9日に第一回調査委員総会が開催され²⁶⁾、そこで確定した規定と委員によって調査会が正式に発足した。

調査会は、「教育機関調査会規定」²⁷⁾に従って、初等教育部（師範教育を含む）、中等並高等教育部、社会教育部（補習教育を含む）の三部会で構成され、調査委員長には林郁彦（官立長崎医科大学長）が就任した。盲・聾啞教育界からは、初等教育部の委員に中尾栄（長崎盲学校・同聾啞学校主事兼教諭、校長事務取扱）が、社会教育部の委員には両校の校長であり長崎市社会課長でもあった宮原宏平（校長在職期間1922.10～1927.1）が参画した²⁸⁾。各部会は、1925（大正14）年7～8月にかけてそれぞれ調査課題を明確化する作業をおこなっていった。その結果、初等教育部の第一回調査事項には、「盲啞教育普及改善に関する調査」が、同第二回調査事項には、「特殊児童教育機関に関する調査」と「不就学児童救済機関に関する調査」が課題に挙げられた。さらに社会教育部のそれには、「児童保護事業に関する調査」と「吃音矯正に関する調査」が挙げられていた²⁹⁾。以下、障害児教育にかかわって委員会の議論を概観する。

障害児教育については、1925年8月22日に開催された同調査会初等教育部第二回委員会において本格的な議論が開始されていった。そこでは「大正十五年度事業として緊急を要する事項」が協議され、その緊急事項のひとつに「盲啞教育普及改善に関する件」が取り上げられた。それは、委員の中尾栄によって提案されたもので、「長崎新聞」³⁰⁾は、次のように伝えている。

「右（＝「盲啞教育普及改善に関する件」のこと－筆者）は中尾委員より調査案の内容に就き詳細の説明をなし、盲啞教育は単に慈善団体の力のみを以てしては該教育の振興を期する事は到底不可能である。依って出来得べくんば両校を県営に移管し、県に於て直接経営せらるる事になれば同教育の振興は期して俟つべきである、と述べ、種々協議の結果更に具体的成案を作製し、来るべき総会に附議する事に決定した。」

この県立移管問題は、上記の決定どおり一週間後の8月29日開催の総会において「盲啞教育に関する調査事項中第一項（緊急を要するもの）代用校を県に移管するの議」として議論され、下記（次頁）に示す原案が「二三の質問ありたるのみにて全部原案通り可決し」ていった³¹⁾。

具体案（緊急事項）

- 一. 代用長崎盲学校及長崎聾啞学校を県に移管するの件
右委員総会の承認を得て本会長の名を以て知事へ建議すること
- 二. 校舎は、当分元本県女子師範学校々舎の一部を以て之に充当すること
- 三. 経常費予算別紙通り

希望事項

- (イ) 諸般の設備を完備せしめ内容の充実を期すること
- (ロ) 漸次教員の待遇を改善し優良なる教員を任用すること

備考

前項移管の件県に於て採用せらるる際は設立者より現校舎、敷地、校具等一切を此の価格約六萬圓提供すべく内定し居るを以て県は移管後之を諸経費に充当する便あり

この総会決定に基づいて1925（大正14）年9月11日には長崎教育会会長名を以て県立移管が長崎県知事に建議された³²⁾。しかし緊急を要する「大正十五年度事業」として建議されたにもかかわらず、県当局の壁は厚く1925年の長崎県通常県会（1925.11.11開会～12.10閉会）においては特に議論もされず、県立移管は「大正十五年度」には実現しなかった。教育機関調査会は、翌1926（大正15）年5月31日の総会において各部会の調査案を審議決定し、委員長より長崎県教育会長に報告をして調査会の役割を終了した。その調査結果は、長崎県教育会編輯の雑誌「長崎教育」第401号（1926.10）に「教育機関調査号」として公表され、上記の県営移管を求める建議文と「盲啞教育に関する調査」結果を掲載した。こうして長崎県教育会の総意として、両校の県営移管が決定されたが、上記の緊縮予算の下で長崎県当局がその要望に応じで県立移管に踏み切るまでには数年の歳月を要した。結局両校の県営移管が長崎県会において決定したのは、1928年12月の通常県会においてであった。以下、その決定に至る県会での県営移管問題に関する議論について概観する。

(2) 長崎県通常県会における県営移管問題の討議と移管決定

i) 大正十五年長崎県通常県会（1926.11.22開会～12.21閉会）

まず1926（大正15）年の通常県会³³⁾からみていくと、同県会では、1924年の代用校指定以来の予算と同額の「代用盲学校及聾啞学校費金六千五百圓」が計上されていた。第一読会での審議に入り、前述の山本明（三十三番）が質問に立ち、次のように述べた。「代用盲学校及聾啞学校費ニ付キ御尋ネ致シマス、是ハ先年盲啞教育令ノ制定ニナリマシタ際ニ、県ニ於テハ十六年度（=1927年度—筆者注）マデハ代用トスルト云フ御声明ガアッタヤウニ記憶シテ居リマスガ此ノ点ハ如何デアリマシタカ、又県営トシテ新ニ設置サレル折リニハ盲ト啞トハ各々別々ニ経営サレル御見込デアルヤ否ヤ、ソコヲ承リタイ」（161頁）と。それは、①県当局が県営移管の見通しをどう持ち、②移管に際して盲・聾分離の方向をどう考えているかを問う重要な質問であった。それに対して、参与員（福元岩吉）は、①については「盲啞学校ハ十六年度限デ県デ

経営スルト云フコトデアット云フヤウナ御説デゴザイマスガ、其点ニ付キマシテハ私一寸承知致シテ居リマセヌ」(161頁)とかわし、②について「ソレハ現在未ダ具体的ニ計画ヲ致シテ居リマセヌ、(中略)出来レバ是ハ別ニ設置スルノヲ以テ必要ト考ヘテ居ル」(161頁)と答弁した。その答弁を受けて、山本明は、「只今ノ期限ノ事ハ、私ノ記憶デハ十六年度限リトシテ十七年度(=1928年度—筆者注)ヲ以テ県営ニ移管スト声明サレタト思ッテ居リマス、尚ホ御取調ヲ願ヒマス」(161頁)と念を押した。この質疑応答から明らかなように、1926年の時点でも県当局は、1927年度に向けて県営移管することを考案も、計画もしていなかった。当時の長崎新聞(1926.5.22付)は「長崎盲聾学校の県営移管は、愈々大正十七年度から実現される事になっている」と報じており、その「声明」が存在したことは明らかである。結局、県当局の積極姿勢を引き出せないまま、上記予算を可決して1926年の県会は終わった。

ii) 昭和二年長崎県通常県会(1927.11.21開会～12.20閉会)

1927(昭和2)年の通常県会³⁰⁾は、前年の県会とは異なり、山本明をはじめ、倉成庄八郎、則元卯太郎らにより県営移管実現を求める力強い質問が相次ぎ、1928年度の県営移管決定へと事態が動く山場となった県会であった。そこでやや詳しく県会の議論をみていく。

まず山本明議員(三十二番)が、前年と同様の「代用盲学校及聾学校費金六千五百圓」という1928年度予算提案に対して、12月1日の県会(第一読会審議)で次のように口火を切った。

「盲聾学校ハ十七年度ヨリ当然県営ニオ移シニナラナケレバナラヌ約束的ナコトニナッテ居リマス、昨年モオ尋ヲ致シマシタガ、其ノ折マデハ漫然分ラナイト云フコトデアリマシタ、(大正十七年度も)県営ニ引直スコトガ出来ナカッタト云フ(中略)県経済ノ上カラ考ヘマスレバ、サウデアアルカモ知レスト思ヒマス、併シ一面カラ考ヘマスレバ、各府県トモ殆ド県立ニ引直シマシテ、最早残ル所ハ数少ナクナッテ居ルノガ全国ノ状態デアリマス(中略)県ガ県ノ経営ニ移スコトガ出来ナクテ、県トシテ困ルト云フコトナラバ、矢張り現在ノ経営者モ困ッテ居ルト云フコトハ当然ノコトデアリマス(中略)慈善団体ト云フ小サナ団体ニ無理ヲ掛ケルト云コトハ果シテ當ヲ得タコトデアアルカ、切メテハ三年度(=1928年度—筆者)トシテハ最早御提出ニナリマシタカラシテ致方ナイト致シテモ、次ノ四年度以降ニ於テハ代用学校ノ費用ヲオ増シナツテ、小サイ団体ノ苦ヲ幾分ナリトモタイ団体(=長崎県—筆者)デ救済スルト云フオ考ハ無イモノデアアルカ承ッテ置キタイ」(349～350頁)

山本議員のこの段階での質問は、全国の県営移管の動向に言及し、長崎県の立ち遅れを指摘はしたが、県営移管の実現をせまるのではなく、代用校予算の増額を1929年度以降に求めるにとどまっている。山本議員の質問に、県当局の参与員(佐藤正俊)は、次のように答弁した。

「私共モ県営ニスルト云フコトニ付キマシテハ非常ニ希望シテ居ルノデアリマスガ、何分ニモ多額ノ金ヲ要スルノデ今年ハ出来ナカッタノデアリマスガ、将来ニ於テハ因ヨリ県営ニスルト云フコトニ付テ努力イタスノミナラズ、若シ其ノ県営ト云フコトガ早急ニ行ハレナカッタ場合ニ於キマシテハ、出来ルダケ助成金ト云フヤウナモノモ増加シテヤリタイト云フ考ヲ有ッテ居ル」(355頁)

この当局の答弁に、①「将来に於ては」県営移管するがその期限を明確にしない点、②「多額ノ金ヲ要スル」というがその具体的な費用がどれくらいか不明である点、③全体として県営移管に消極的である点、等が見られたこと引き金となって、山本議員以外の議員からも鋭い質問が出された。倉成庄八郎議員（二十三番）は、議長に発言の許可を求めて次のように述べた。

「先ニ先輩山本議員カラ詳細ナオ尋ガアリマシタノデ、私ハ簡単ニオ伺ヒヲ致シテ見タイト思フノデアリマス、先程ノ御答弁ニ依リマスト、長崎盲啞学校ヲ県営ニ移管スルガ為ニハ多額ノ経費ヲ要スルカラ、遂ニ明年度ノ予算ニ於テハ其ノ実行ガ出来ナイノデアル、又明後年度ニ於テモ或ハ出来ナイカモ知レヌ、出来ナイ場合ニハ相当ノ県費ノ助成金ヲ出スデアラウト云フオ話デアッタノデアリマス、（中略）普通選挙モ布カレテ、是等ノ人々モ齊シク参政権ヲ得テ、今後ハ是等ノ人々ニ依テ是等ノ人々ノ人権ノ伸張ガ叫バレルデアラウト思フノデアリマス、（中略）盲啞教育令（＝盲学校及聾啞学校令一筆者）ニ依ル其ノ盲啞学校スラモ本県ニ設ケラレナイト云フコトハ、甚ダ不満足ニ感ジテ居ルノデアリマス、（中略）県営移管ノ為ニ多額ノ経費ヲ要スルト云フ御答弁デアリマシタガケレドモ、私共ノ聞キマスル所ニ依リマスト、現在ノ盲啞学校ノ費用ハ約壹萬貳千圓ノ經常費ダト云フコトヲ聞イテ居リマス、（中略）詰リ四千圓ダケ県ガ負担ヲスレバ、県ノ盲啞学校トシテ経営スルコトガ出来ルノデアリマス（中略）明年度デモ直ニ是ハ県営ガ出来ルノデキルノデナイクト思フノデアリマス」（379～380頁）

この倉成質問は、大正デモクラシーという時代を背景に「人権ノ伸張」という観点から県営移管を問題にしており注目されてよい。その倉成質問に対し、参与員（佐藤正俊）は、「極メテ僅ナ経費ノ差デ県へ移管ガ出来ルデハナイクト云フコトニ付キマシテハ、尚ホ篤ト研究致シテ見タイト思ヒマス」（384頁）と答弁するにとどまった。

県営移管問題の質疑は、舞台をかえて閉会日の12月20日の第二読会（教育費審議）で再燃した。山本明議員が、審査会決定案を原案通りの額（6500円）で説明したが、最後に「代用盲学校並ニ聾啞学校ニ於テ、是ハ先年来ノ懸案デアリマシテ、法令ノ示所デバ県トシテ経営シナケレバナラヌノデアリマスガ、県財政ノ都合ニ依リマシテ今日マデ代用トシテ経過シテ居リマスルガ、多数ノ盲啞者が多年叫ンデ居リマシタ所ノ盲啞教育令ノ発布ニ依リマシテ非常ニ喜ンデ居ルニモ拘ラズ、今日マデ代用トシテ置カレテ居ルノデアリマス、速ニ之ヲ県営ニ引移ス計画ヲ立テラレンコトヲ要望スルノデアリマス」（1020頁）と付け加えた。それに援護射撃を送るべく、直ちに則元卯太郎議員（十六番）が質問に立ち、「多年虐ゲラレタル不幸ナル人々ニ対シテ、此壹萬餘圓ノ経費スラ産出シ得ナイ程ニ我ガ長崎県ガ窮迫シテ居ルトハ考ヘラレナイノデアリマス、知事ハ施政方針ヲ述ベラルル（中略）ニ当ッテ、多年緊縮時代ヲ通過シタ長崎県ニ於テハ、今ヤ財政ノ緩和ヲ得テ、緊急ナル事業ハ之ヲ施スノ機会ニ際会シテ居ルモノトオ述ベニナッタ（中略）知事ハ我ガ県会ノ要望ニ付テ尊重セラルルコトヲ御言明ニナッテ居ル際デアル、願クハ速ニ此ノ長崎ノ盲啞学校ヲ県営ニ移管サレテ、彼ノ不幸ナル人々ノニ一道ノ光明ヲ與ヘラレムコトヲ切ニ要望シテ已マナイノデアリマス」（1024頁）と述べ、当時の長崎新聞に「焰々十余分に亘り盲啞教育の普及を叫ぶ」³⁵⁾と報じられるほど熱弁を奮って県営移管を県知事に迫った。則元の質問・要

望を受けて、知事（佐上信一）自らが答弁に立ち、「私矢張り此盲啞学校ノ県営移管ノ必要ハ認メルノデアリマス、是ハ財政ノ都合ガ付キ次第ニ成ルベク速ニ其実現ヲ期シタイト考ヘテ居リマス」（1026頁）と声明した。この知事の前向きな姿勢は、翌年の1929年度予算編成に形となってあらわれた。

iii) 昭和三年長崎県通常県会（1928.11.25開会～12.25閉会）における県立移管決定

1928(昭和3)年の通常県会³⁶⁾では、開会当日に県知事（伊東喜八郎）が予算案説明中に「盲聾啞学校ノ県立移管ヲ行フコトニ致シタノデアリマス」（8頁）と述べ、予算も長崎県立盲学校在学が8,835円、長崎県立聾啞学校在学が6,681円、計15,516円が計上された。様々な議員から県の移管決定に賛意が表明され、予算は無事可決した。また同県会では「不動産寄付受入ノ件」として「社団法人長崎慈善会ヨリ同会ノ設立ニ係ル長崎盲学校並長崎聾啞学校ノ敷地建物ヲ県ニ寄附ノ申出アリタリ依ッテ之ヲ受入レントス」（1078頁）という議案も議決された。さらに、児童就学奨励資金の交付にあたり盲生徒・聾啞生徒に「特別ナル考慮」（960頁）を払うことも確認された。こうしてようやく1929年4月より県立移管が実現することとなり、校名も長崎県立盲学校・長崎県立聾啞学校と改称されていった。京都以西の日本（九州）で最初の盲啞院として先発した長崎は、創立31年にしてやっと慈善事業から脱却して公的責任による県営に移行した³⁷⁾。その間に九州では後発の大分校（1908年開校→1921年県立移管）・福岡二校（柳河校1909年・福岡校1910年開校→1924年移管）・熊本校（1911年開校→1926年移管）の各県が開校十数年で県立移管を実現していた。長崎は立ち遅れて、鹿児島県（1903年開校）と並んで4番目の移管となった。1929（昭和4）年11月25日には創立31周年とあわせて県営移管祝賀会を盛大に挙行了した³⁸⁾。しかし県立移管（公立化）は実現したが、結局長崎県立盲学校・長崎県立聾啞学校は盲・聾啞併置校のままで形式上の分離に留まり、実質的な盲・聾啞分離という課題は実現されず、戦後まで持ち越すこととなった。

(3) 教育機関調査会報告にみる慈善主義の克服

最後に、本稿の冒頭に記した「慈善」から「権利」へという転換による慈善主義の克服を、前述の教育機関調査会報告の検討を通して解明し、本稿のまとめとしていきたい。

前述のように教育機関調査会は、1926（大正15）年5月31日の総会において各部の最終調査結果を審議・決定し、調査会規定に従って、調査委員長より長崎教育会会長に報告した。その報告中には、「盲啞教育普及改善に関する調査」が中尾栄によってまとめられた（「長崎教育」第401号所収、以下中尾報告という）。その中尾報告は、大きく二本柱で構成されていた。前半が、盲啞教育の普及の必要性とその普及にあたっての留意事項についてであり、後半が、盲啞教育の改善と改善上の留意点についてである。約28頁分（1頁1232字）の長論文で、中尾自身の長年にわたる実践と研究の成果が凝集しており、戦前の長崎県盲・聾啞教育の到達点と言ってよい内容である。そればかりでなく同時代（1925～26年）の日本の中で見ても注目すべき水準に達している。以下中尾報告で、慈善主義がどう思想的に克服されているかを検討する。なお、より詳細な分析は別におこなう。

まず第一に、中尾報告は、「犯罪の予防」（12頁）という社会防衛論的考えも見られるが、盲学校及聾啞学校令制定の意義に関わって、盲学校・聾啞学校に「入学することは

之等児童の権利であるといふ観念が採用されたことであると見てもよいと思ふ」（19～20頁）と述べており、盲・聾啞児童の権利保障の実現という観点から意義づけをおこなっている。

第二に、その権利保障の視点を前提にした「教育の機会均等」の原則を盲・聾啞教育に徹底させるという立場を明確にしている。その点に関わって中尾は、「社会は盲啞者に対し常人と同じき教育を施し又同じく取扱ふべきものにして決して後廻しにすべきものにあらず、然るに事實は之れに反し国家は国民教育に於て明らかに差別待遇を為し当然施設せざるべからざる盲啞教育の事を今猶ほ慈善事業に委ねつつあるではないか、我等は義務教育年限延長を実施せらるる前に先決問題として教育機会均等の意味に於て…速かに盲啞の教育を義務制度とせられんことを切に希望して止まない次第である」（12頁）と述べている。県立移管もこの観点から緊急に改善を要する課題として要求・建議されたのであった。

このように中尾報告は、第Ⅱ報で確認した慈善主義を批判・克服して、盲・聾啞者も同じ「人格」をもつ存在として、前述した日本聾啞協会長崎部会発会式での「決議」に見られた「教育機会均等を要求するの権利」があるという考え方を貫徹させている。それが調査委員会での報告・審議を経て、長崎教育会の機関誌「長崎教育」に掲載されたことは、長崎教育界において慈善主義が思想的にも克服されたことを意味している。また前述した1927年の長崎県会における「人權ノ伸張」という観点から県営移管を問題にした倉成質問も同様の思想的克服があったと言える。

こうしてみると盲学校及聾啞学校令の制定と県立移管を実現させたのは、全国的な動きと連動しつつも、1920年代の長崎という‘地域’における大正デモクラシーの思想と運動の力であったということができよう。その中心に、「資性温厚篤実にして多年盲啞教育に従事され、人格の高潔なること、思想の豊富なること、見識の非凡なること随って本邦斯界の権威者として其の功績の偉大なる事吾人の等しく確認する所である」³⁰と評される中尾栄（1875.1.18生～1930.5.28死去）という人物が存在したことを忘れてはならない。

<注>

1) これまでの成果には、通史編として下記の①②、資料編として③④⑤がある。

①平田勝政・菅達也：長崎県障害児教育史研究（第Ⅰ報）－1898年設立の私立長崎盲啞院を中心に－「長崎大学教育学部教育科学研究報告」第55号、25～34頁、1998年6月

②同上：長崎県障害児教育史研究（第Ⅱ報）－明治30～40年代の長崎県盲・聾教育を中心に－「長崎大学教育学部紀要－教育科学－」第56号、11～21頁、1999年3月

③同上：長崎県障害児教育史資料（Ⅰ）－戦前・盲聾教育編－「長崎大学教育学部教育科学研究報告」第54号、1～17頁、1998年3月

④同上：長崎県障害児教育史資料（Ⅱ）－戦前・盲聾教育編－「長崎大学教育学部教育科学研究報告」第55号、1～8頁、1998年6月

⑤同上：長崎県障害児教育史資料（Ⅲ）－戦前・盲聾教育編－「長崎大学教育学部紀要－教育科学－」第56号、22～25頁、1999年3月

以下、本稿では、上記①を<第Ⅰ報>、②を<第Ⅱ報>、③を<資料編Ⅰ>、④を<資料編Ⅱ>、⑤を<資料編Ⅲ>という。

2) 「長崎教育」第208号 20頁 1910年1月

- 3) 全国盲啞教育家大会「教育時論」第828号(33頁), 全国盲啞教育大会(統)「教育時論」第829号(39頁), とともに1908年4月。また『長崎慈善会二十五年誌』(8頁)には、「全国盲啞教育大会京都に開催に付教員一名派遣すること」とある。第二回大会は、第一回日本盲啞学校教員会(丸川仁夫編輯『日本盲啞教育史』122~124頁 1929年)で決議した「盲啞教育規程ノ發布アランコトヲ文部省ニ建議スルコト」を再確認し、「目的を達するまで再三建議して」いくことが可決されている。なお第一回日本盲啞学校教員会に長崎校から出席者がいたかどうかについては不明である。
- 4) 『第三回全国盲啞教育会報告』全145頁 1911年10月発行
- 5) 第一回西部盲啞教育協議会出席者名簿・会議録「内外盲人教育」第1巻秋号,45~52頁,1912年11月
- 6) 第四回全国盲啞教育大会提案「内外盲人教育」第2巻夏号,41~42頁,1913年7月
- 7) 第六回全国盲啞教育大会「内外盲人教育」第6巻秋号,83~92頁,1917年10月
- 8) 長崎県会事務局『大正元年通常県会会議録』93頁。本文中の引用はすべて同頁からのものである。
- 9) 注7)に同じ。88~89頁と92頁
- 10) 『大日本帝国議会議録』(第11巻)1304頁。20件(請願文書表第1447号~第1466号)の内訳は、長崎校を除いて、公立校では京都市立盲啞院の他に、名古屋市立盲啞学校長・橋村徳一、私立校では、茨城盲啞学校、埼玉盲学校、中越盲啞学校、高田盲学校、岡崎盲学校、岐阜訓盲院、香川盲啞学校等の校長・院長・理事名で提出されている。その他学校名は不明であるが、青森、福島、神奈川、長野、静岡、三重、兵庫、鳥取、岡山、鹿児島から提出されている。
- 11) 詳細は、①平田：大正デモクラシーと盲聾教育－盲学校及聾啞学校令の成立過程の分析を通して－「長崎大学教育学部教育科学研究報告」第37号,21~44頁,1989年6月、②平田：大正デモクラシーの高揚と「盲学校及聾啞学校令」の制定(『東京都教育史 通史編三』所収,281~285頁,1996年)を参照されたい。
- 12) 長崎県会事務局『大正八年通常県会会議録』346~348頁より引用。
- 13) 長崎県会事務局『大正九年通常県会会議録』より確認。
- 14) 長崎県会事務局『大正十年通常県会会議録』より確認。
- 15) 長崎県会事務局『大正十一年通常県会会議録』316~320頁より引用。
- 16) 「長崎新聞」1922.11.16付(7面)。本稿末尾の資料編Ⅳ－資料1を参照。
- 17) 「盲学校及聾啞学校令」の制定過程については、注11)の①の論文を参照。
- 18) <資料編Ⅰ>の資料7(=長崎盲学校規則)・資料8(=長崎聾啞学校規則)と<資料編Ⅱ>の資料7(=私立長崎盲啞学校規則)を比較されたい。
- 19) 長崎県会事務局『大正十二年通常県会会議録』引用頁は本文中に記した。
- 20) 長崎県知事が文部大臣宛に提出した「盲学校及聾啞学校代用ニ関シ申請」(1924.7.19付)の付屬文書「盲学校及聾啞学校代用ニ関スル調書」(国立公文書館所蔵)より引用。本資料は、紙幅の関係で次号の資料編に掲載する。
- 21) 長崎県会事務局『大正十三年通常県会会議録』引用頁は本文中に記した。
- 22) 「長崎新聞」(夕刊)1925.4.22付 2面
- 23) 教育機関調査会設置並調査状況「長崎教育」第401号 1頁 1925年10月
- 24) 「長崎新聞」(夕刊)1925.6.16付 3面
- 25) 「長崎新聞」1925.6.18付 1面
- 26) 「長崎新聞」1925.7.10付 1面
- 27) 教育機関調査会規定「長崎教育」第401号 1~2頁 1925年10月
- 28) 教育機関調査委員「長崎教育」第401号 2~3頁 1925年10月
- 29) 教育機関調査事項「長崎教育」第401号 3~5頁 1925年10月
- 30) 初教委員会廿二日開会「長崎新聞」1925.8.23付 1面
- 31) 教育機関調査委員会総会「長崎新聞」1925.8.30付 2面
- 32) 注23)に同じ

- 33) 長崎県会理務局『大正十五年通常県会会議録』引用頁は本文中に記した。
- 34) 長崎県会理務局『昭和二年通常県会会議録』引用頁は本文中に記した。
- 35) 「長崎新聞」1927.12.21付 3面
- 36) 長崎県会理務局『昭和三年通常県会会議録』引用頁は本文中に記した。
- 37) 県立移管については、「長崎新聞」と「長崎日日新聞」が、ともに1929.11.10付（2面）で報じている。
- 38) その祝賀式の模様は、「長崎新聞」1929.11.25付（2面）と翌11.26付（2面）に大きな紙面を割いて報じられている。
- 39) これは、「口話式聾教育」第4巻第12号（25頁 1928年）の橋村徳一の評価である。中尾栄は、大正期を中心に長崎両校の中核として長崎県盲・聾教育の発展に尽力した功労者であるが、今日ほとんど忘却されている。いまだ不明な点も多くさらなる資料調査が必要であるが、今後安中半三郎、野村惣四郎らと共に「長崎県障害児教育史研究（人物編）」の一人として整理していく予定である。

（付記）本稿は、日本特殊教育学会第36回大会（1998年9月於・文教大学）において発表した平田・菅の共同研究「長崎県障害児教育史研究（第Ⅲ報）－大正・昭和戦前期の盲聾教育を中心に－」の内、大正期を中心に大幅に修正加筆してまとめたものである。

〈附録・資料編IV〉

長崎県障害児教育史資料（IV）－戦前・盲聾教育編－

はじめに

本誌第54号所収の〈資料編I〉、第55号の〈資料編II〉、第56号の〈資料編III〉に続いて、本号では〈資料編IV〉として本号の第Ⅲ報が研究対象とする1912～1929年の時期に属する重要な史資料で、これまでの〈資料編〉に収録されていないものを以下に掲載する。

〈資料1〉日本聾啞協会長崎部会の発会式（長崎新聞 大正11年11月16日 7面）

長崎の聾啞者達が新しき力を協せて社会的幸福を享受する為昨日部会発会式を挙行した

日本聾啞協会長崎部会の発会式は、既報の如く昨十五日午後二時より長崎盲聾学校講堂に於いて挙げられた。列席者は来賓及学校職員同校卒業生からなる男女部会員在校聾啞生で先づ幹事たる聾啞者高岡威海衛氏開会の辞を述べ、次いで副会長井上信太郎氏は巧な手話を以て式辞を陳べ夫より協会総裁子爵山尾三郎氏の告辞（中尾会長代読）部会長の訓辞があった後左記の宣言及決議を前同様に手話にて会員一同に通ずると聾啞者中の一員が「私は賛成であります…」と覚束ない語調乍らも確い力を持って賛成の語を述べて並居る来賓達をして聾啞教育の實際効果に賛歎させる。次で飯田氏来賓として祝詞を述べ福岡、大分、大阪、広島等より発会を祝して寄せられた祝電の朗読があり、終って盲聾同窓会総代の祝詞、聾啞校友会総代の祝詞ありて閉会し、一同校庭に於て記念撮影を為し夫れより余興に移り聾啞生達がとりどりに趣向を凝らした活人画や面白いお伽劇に打興じ別室に於て聾啞生達の心を籠めた晚餐を撮ったが尚ほ引続き同校二十五年祝賀会を挙行し、夜は在校生一同某有志の寄附に成る活動写真を観覧し旗行列をなし諏訪神社に参拝し、和氣羈々の裡に散会した。宣言及決議は左の通りである。

宣言

我等は本日日本聾啞協会長崎部会を開催するに当り社会に向って宣言及決議を為すの光榮を有す。聾啞者は官能の一部を欠ぐ為に常人と伍するに困難である事は世人も常に口にする處である。吾人自らも大に之を認めて居る處である。然れども今後永久に自己の不遇に甘んじ安んずる事は出来ない。這は実に現今の趨勢に反するものであつて苟くも生を此世に享けて真に意義ある生活を為さんとするものの到底忍び得る處でないであります。故に微弱乍らも社会的に多少自覚した我等聾啞者は互に協力するの必要あるを深く感じ益々團結を固ふし同志相扶け相戒め以て一層品格と技倆と地位の向上に努め社会に其存在を認めしめずんば已まざる覚悟である。

決議

- 一. 我等は益々團結を鞏固にし人格の認識等に就き輿論を喚起する為め、県市当局、新聞記者、教育家、宗教家等の援助を請ひ盲聾教育の普及講演会を開く事
- 一. 我等盲聾者も国民の一人なり、故に国家に対して教育の機会均等を要求する権利ありと認む。此意味に於て盲聾教育令の一日も早く発布せられん事を本会長の名を以て其筋に建議すること（但文案は会長に一任の事）

尚同部会では聾啞者の親睦と救済を計るのみならず左の事業を逐次実行すると云ふ

- 一、夜学若しくは講習会開設
- 一、修学旅行運動会製作品展覧会の開催
- 一、図書閲覧会誌発行
- 一、就職紹介製作品販路紹介
- 一、聾啞問題に関する調査研究討議
- 一、会員中災厄若しくは貧困に陥りたるものの救済
- 一、特別の事情ある会員へ資本の貸附
- 一、前途有望なる生徒へ学資の補給
- 一、聾啞教育に関する講演会の開催
- 其他幹部及会員に於て適當と認めたる諸事項

<資料2-②>日本聾啞協会部会成る「東洋日の出新聞」大正11年11月16日 3面

日本聾啞協会部会成る・自己の力を味方に（上）－盲啞学校卒業者の現況－

聾啞者の親睦と救済、智徳の啓発を図り社会の進運に伴ひ業務の能率を定める確実なる地歩を占め人類の幸福を享けしむる目的で聾啞協会長崎部会が成り、昨日発会式や祝賀会等を挙げたが、聾啞協会は東京に本部があって山尾子爵を総裁として居るが初めは大阪以西には其部会が無かったのが、大阪、京都、名古屋等から其創立を勧めて来たが其機運に至らず、其中に廣島や福岡にも部会が出来たので長崎の盲啞学校卒業生等が奔走して今回創立されたのである。

元より官能に欠けたところのある不幸の人々であるだけに、自ら力を養ひ自らの運命を開拓するには人一倍の努力を要すると共に世人も大いに同情を以て迎へてやらねばならぬ。此不幸の人々に対しては教育者や篤志家を除いて政事家などは殆んど没交渉の状態にある日本では盲啞者の教育といふ事は実に微々たるものではあるが、それでも、盲必ずしも自己の意志を発表し得ざるにあらざるは教育の力といはなければならぬ。世界一の称ある米国の盲啞教育に比すべくもないが、それでも我国の盲啞教育は、漸次発達しつつある。長崎に於ける盲啞学校＝種々の困難はあろうが＝の如きも創立当時に比して隔世の観がある。そこで教育された人々は昔なら父兄の厄介物か世間の同情＝乞ひ＝を得ねばならなかったのが、各自独立して立派に家族を養ひ得るに至って居る。従って其社会的位置も向上しつつあるのである。（つづく）

<資料2-③>日本聾啞協会部会成る「東洋日の出新聞」大正11年11月17日 3面

日本聾啞協会部会成る・自己の力を味方に（下）－盲啞学校卒業者の現況－

願れば明治三十一年九月興善町野村氏邸の一部を借り慈善演芸会の収入四百貳拾圓を創立費として開校した盲啞学校が現今の長崎盲啞学校の最初で幾多の変遷を経て漸く今日の域に達したのであるが、決して完全したものとはまだまだ云はれない。然し少しづつではあるが、逐年校舎も設備も段々に整ふて来て創立以来盲男三〇三、同女五八、啞男一五五、同女一一五、計六二九人を収容したが、教科目は、普通科五ヶ年、技芸科四ヶ年で修身、

国語、算術、地理、理科、体操は盲啞者共に授け、其他盲生には唱歌、啞生には手工、図画、裁縫を教へ、技芸科では盲生には、鍼、按、灸、音楽を、啞生には、木工、図画、裁縫を教へる。而して其の卒業生は皆夫々自活し得るのであるが、無論其人々の技倆に依つて収入の相違はある。それを具体的に示せば、盲部では何んといふても鍼按灸部を修めるものが最も多く、収入の最高を得るのも亦同部である。即ち卒業生一四三人（此中死亡三〇）中八八人で、最高収入は、八拾圓より貳百圓に至り、最低の者は参拾圓、平均七拾七圓。次に音曲師匠五人、貳拾圓より八拾圓に至り平均五拾圓。病院マッサージ手四人、参拾五圓より五拾圓、平均四拾貳圓等が主なもので、啞部は技芸部設置日浅き為に盲部に比して未だ自活力が乏しいが、一番多いのは裁縫業で月収六拾圓に及ぶ者もあり、平均は参拾五圓を示し、次の木工及び履物職であるが、これは平均拾六圓位にしか達して居らぬ。

これから以上は卒業後に於ける当人の技芸と勉強次第で普通の同職と同様の収入を得る事が出来るのである。加之も啞者は勿論、盲者も點字に依り種々の知識を得、自らの意味も発表し得るのである。

斯の如く不幸なる人間にも其行くべき途は開拓されて居るのである。餘は、各自の奮闘一つである。此際に自らの力を味方に、互に和衷協同して各自の力を養ひ其向上発展を期して聾啞協会部会の創設を見たのは大いに慶すべきことである。（完）

<資料-3> 盲啞教育令發布に関する建議（「聾啞界」第24号 47頁 1922年6月）

盲啞教育令發布に関する建議

大正十一年一月十五日日本聾啞協会長崎部会總會開催ニ際シ聾啞者モ亦国民ノ一人トシテ教育ノ機会均等ヲ要望スル意味ニ於テ速ニ盲啞教育令ヲ發布セラレンコトヲ貴大臣ヘ建議スル事ニ決議仕候條何分ノ御詮議相煩度候也

日本聾啞協会長崎部会長 中尾 栄

内閣總理大臣子爵 加藤友三郎殿
文 部 大 臣 鎌 田 栄吉殿 (各通)

<資料-4> 長崎盲学校・長崎聾啞学校の県立代用指定

（「長崎県公報」第1228号 1924年9月12日）

長崎県告示第五百七十八号

大正十二年勅令第三百七十五号盲学校及聾啞学校令附則第二項ニ依り左記学校ヲ長崎県盲学校並長崎県聾啞学校ニ代用ス

大正十三年九月十二日

長崎県知事 高永 鴻

記

- 一. 名 称 長崎盲学校
長崎聾啞学校
- 一. 所在地 長崎市櫻馬場町四十三番地
- 一. 経営者 社団法人長崎慈善会